

建設工事の入札に係る積算内容確認の手続きについて

(一部改正)

1 目的

市が発注する建設工事に対し、入札に参加した者が積算内容を確認する手続きを定め、競争入札の透明性及び公平性を確保することを目的として実施します。

2 積算内容の確認を行うことができる工事

設計金額1,000万円以上の入札執行する工事で、金額入り工事積算内訳書を確認しなければ判明しない積算上の内容を対象とします。(落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。)

確認依頼として取扱わないもの

- (1) 入札者以外の者から提出されたもの
- (2) 確認依頼の対象となる工事が特定できないもの
- (3) 確認依頼が具体的でないもの、その他確認依頼が特定できないもの
- (4) 数量、仕様書等配布された設計図書により確認できるもの
- (5) 入札前に質問を行うことにより確認ができるもの
- (6) その他当該入札に直接関係ないもの

3 積算内容の確認を行うことができる者

当該入札において入札書を提出した者としてします。

4 積算内容確認の流れ

(1) 落札決定の保留

開札後、入札者にパスワードを通知し、積算内容確認期間が終了するまで、落札決定を保留します。入札状況については、光市ホームページにおいて公表します。

※低入札価格調査対象案件については、積算内容確認期間終了後、低入札価格調査を行います。

(2) 工事積算内訳書の閲覧

工事積算内訳書は、光市ホームページ(パスワード入力による)で閲覧するものとし、公表レベルは、従来の公表用設計書とします。

(3) 積算内容確認依頼の方法

積算内容を確認する場合は、入札日（落札が保留された日）の午後1時から翌日の午後5時15分までに入札監理課へ積算内容確認依頼書（様式第2号）を持参してください。（郵送、FAX等持参以外のものは不可）

なお、確認内容については具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※積算内容確認期間終了後の受付は行いません。

(4) 積算内容確認期間の終了後の対応

ア 積算内容確認依頼がなかったとき

落札者を決定し、入札事務を続行します。低入札価格調査制度対象工事は調査を開始します。

イ 積算内容確認依頼があったとき

回答は、確認依頼期間の末日から起算して2日（休日を除く）以内に入札監理課からFAXにて行います。

(ア) 積算内容に誤りがなかったとき

落札者を決定し、入札事務を続行します。

※低入札価格調査制度対象工事は調査を開始します。

(イ) 積算内容に誤りがあったとき

落札候補者に変更が生じる場合等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、入札者全員に、積算内容確認の結果について（様式第4号）をFAXにて通知するものとし、それ以外のときは入札事務を続行します。

5 適用日

令和3年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用。

6 主な変更点

様式の押印廃止（積算内容確認依頼書）